

空き家

について考えてみませんか？



●相談先・問い合わせ先

東海村 村民生活部 暮らしの安全課
生活環境・空き家対策担当 ☎ 029 (282) 1711 (代表)

空き家を所有・管理している皆様へ



空き家の適切な管理をしていますか？

「空き家」とは、常態的に居住、使用していない建築物とその敷地のことを言い、建築物に附属する工作物、立木、その他の土地に定着する物も含まれます。

空き家を所有している皆様方（所有者の相続人を含みます。）には、空き家を管理する責任があります。あなたが、建築物のメンテナンス、雑草の刈り取り、庭木の枝払い等に取り組むことによって、あなたが所有（管理）している空き家の周辺の住環境が良好に保たれることになります。空き家の適切な管理にご協力ください。

あなたが空き家の適切な管理を怠り、村から管理不全空家等の勧告（又は特定空家等の勧告）を受けたときは、固定資産税等の住宅用地特例（税額を1／6に軽減している特例）が解除されます。



空き家を活用する予定はありますか？

村では、空き家の売却、賃貸を支援するためのしくみとして、東海村空家・空地バンクを提供しています。空き家の活用を検討したい方は、お気軽にお問い合わせください。

■ 空き家の売却等に係る補助制度もご活用ください。

	項目	内容
1	東海村空家等対策支援補助金	相続登記、表題登記、測量等に要する費用の一部を助成します。 (最大10万円)
2	東海村空家等解体・リフォーム 工事費補助金	空き家等の解体・リフォームに要する費用の一部を助成します。 (空家・空地バンクを通じて空き家を売却する方: 最大100万円) (空家・空地バンクから空き家を購入した方: 最大120万円)

(備考) 各補助金には要件があり、**事前相談**が必要です。詳しくは、暮らしの安全課 生活環境・空き家対策担当にお問い合わせください。



空き家の相談窓口を知っていますか？

村では、あなたの空き家に関する悩みを解決するため、随時、相談に応じています。「遠方に住んでいるため、空き家の適切な管理を行うことができない。」、「相続問題があつて空き家を売却できない。」、「空き家を解体したいが誰に頼めば良いのか分からない。」など、空き家に関する悩みがございましたら、暮らしの安全課 生活環境・空き家対策担当に、ご相談ください。

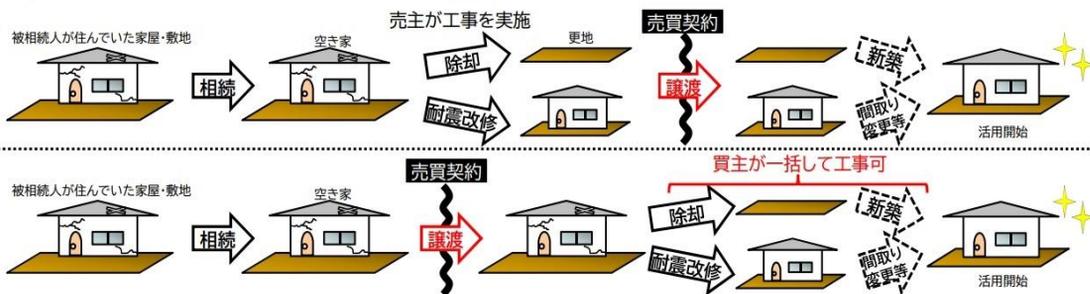
(裏面に続く)



空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除についてお知らせします。

相続した空き家を一定の要件を満たして譲渡した場合、譲渡所得から 3,000万円の特別控除を受けることができます。詳しくは、**くらしの安全課 生活環境・空き家対策担当**にお問い合わせください。
(被相続人居住用家屋等確認申請書の提出が必要です。)

<制度イメージ>



国土交通省「空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）」のページより引用

(備考) 国が定める要件については、国土交通省のウェブサイト等で確認することができます。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000030.html

※ URLは変更される場合があります。当該ウェブサイトが表示されないときは、検索サイトで「3000万円特別控除 国土交通省」と検索してください。



● 近所の空き家にお困りの皆様へ

ご近所の空き家に関して、雑草が生い茂っている、植物の枝葉がはみ出している、小動物が生息している、家屋の一部が壊れていて危険な状況にある、長い間管理が行われておらず火事にならないか心配である、といった困りごとはありませんか。ご近所の空き家に困ったときは、**くらしの安全課 生活環境・空き家対策担当**に、ご相談ください。



※ 昭和56年（1981年）以前に建築した木造住宅にお住いの方へ

耐震診断と耐震補強工事についても考えてみませんか？



耐震診断を受けてみませんか？

村では、昭和56年（1981年）以前に建築した木造住宅にお住いの方を対象として、**無料**で、**茨城県木造住宅耐震診断士**を派遣しています。茨城県木造住宅耐震診断士による耐震診断を通じて、我が家の耐震性能を確認してみたいはいかがでしょうか？



耐震補強工事について検討してみませんか？

耐震診断の結果において、耐震性能に問題が見つかる場合があります。耐震性能に問題が見つかった場合は、我が家の耐震補強工事について検討してみたいはいかがでしょうか？

村では、**耐震補強工事に係る設計費に最大10万円**、**耐震補強工事費に最大30万円**の補助金を交付しております。ぜひ、ご活用ください。

耐震診断と耐震補強工事については、**都市政策課 建築担当**にお問い合わせください。

※ 対象となる木造住宅には要件があります。